

令和7年度事業報告

令和7年の世界の経済状況は、近年、国際情勢は大きな転換期を迎えており、主要国による関税政策の見直しや地政学的リスクの高まりなど、不確実性が依然として続いております。しかしその一方で、AI技術の急速な発展やデジタルインフラ投資の拡大が世界経済を下支えし、全体としては緩やかな成長が見込まれております。米国を中心にデータセンターや半導体関連投資が活発化し、世界経済は新たな成長局面へと移行しつつあります。

我が国の経済状況を見ましても、昨年から続く賃上げの広がりや企業収益の改善を背景に、内需を中心とした回復基調が続いております。政府の見通しでは、令和7年度の実質GDP成長率は1%台前半とされ、安定した経済運営が期待されております。名目GDPは過去最高水準を更新し、企業の設備投資もDX・GX分野を中心に増加傾向にあります。一方で、物価上昇に対する消費者心理の弱さや、実質賃金の伸び悩みといった課題も残されており、個人消費の本格的な回復にはなお時間を要する状況です。

こうした経済環境の中、私たち自動車整備業界を取り巻く環境も大きく変化しております。

まず、第一に、整備士不足は依然として深刻であり、若年層の業界離れや人口減少の影響も相まって、採用難が続いております。整備技術の高度化に対応するためには、これまで以上に人材育成が重要となり、教育体制の強化や働きやすい職場環境づくりが求められております。

第二に、電動化・電子化の進展に伴い、整備内容は大きく変化しております。EV・ハイブリッド車の普及により、高電圧システムや電子制御技術に関する専門知識が不可欠となり、診断機器やソフトウェアの活用が整備業務の中心となりつつあります。これに伴い、設備投資の負担が増加しており、特に中小事業者にとっては経営面での大きな課題となっております。

第三に、人口減少やライフスタイルの変化により、車検台数の長期的な減少が見込まれております。地域によっては顧客数の減少が顕著であり、事業の持続性を確保するためには、車検・整備に加え、点検、メンテナンス、保険、カーケアサービスなど、多角的な事業展開が求められております。また、価格転嫁の遅れによる収益圧迫も課題であり、適正な整備料金の確保に向けた取り組みが必要となっております。

このように、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、課題も多岐にわたっております。しかしながら、こうした変化は同時に、新たな成長の機会でもあります。技術革新が進む今こそ、業界全体が連携し、未来に向けた基盤づくりを進めていくことが重要です。

当会といいたしましても、会員事業者の皆様が安心して事業を継続できるよう、技術研修の充実、情報提供の強化、行政との連携、そして業界の魅力発信など、さまざまな取り組みを進めてまいりました。また、設備投資や人材確保に関する支援策の活用促進など、経営面でのサポートにも引き続き力を入れてまいります。

以上、整備業界を取り巻く環境が大きく変化する状況において、自動車の安全確保と環境保全はもとより、自動車特定整備事業の適正化と定期点検整備の普及促進を図るとともに、整備業界の活性化及び会員サービスの充実に向けて、令和7年度に当振興会が実施した事業の概要は、以下のとおりです。

1. 「自動車整備技術の向上及び自動車整備事業の運営、改善に関する相談、指導」

会員からの整備技術相談に対応するとともに、スキャンツール並びにF A I N E Sの活用の推進や利用方法の案内などを通して、自動車整備技術の向上と整備事業の運営をサポートする情報提供の環境整備に積極的に取り組みました。

継続検査O S Sの利用拡大に向け、日整連が運営する電子保安基準適合証システム及び関係団体で使用するO S S申請共同利用システムの利用登録並びに円滑なシステム運用について適切に対応するとともに、継続検査O S S利用事業者には、特定記録等事務代行制度を活用した継続検査Z S Sの積極的な導入を推進し、効率的な事業運営を支援しました。

また、国が進める「登録・検査手続きのデジタル化」に呼応し、電子車検証の普及拡大が進む中、利用方法の周知など電子化に適切に対応するとともに、電子メールやS N Sを使った情報発信等を通して、会員事業場におけるD X化を推進する体制の構築を支援しました。

特定整備制度への適正な対応を周知するとともに、会員の電子制御装置整備（特定整備）認証の追加取得を推進し、自動車特定整備事業者の新規申請・変更届出及び事業場の運営等について、申請書類の作成指導並びに助言を行い、指定自動車整備事業場等へは法令遵守の状況等に関する巡回指導に取り組みました。

更に、整備相談窓口として、自動車ユーザーや会員事業場からの整備及び関係法令に関する苦情、相談又は問い合わせに適切に対応しました。

2. 「必要な講演又は講習の実施」

特定整備制度における「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を実施するとともに、「電気自動車等の整備の業務に関する研修（労働安全衛生規則特別教育）」等を開催いたしました。

また、一級小型自動車整備士試験合格率向上に向けて、登録筆記試験予備講習を開催し、技術講習の充実を図りました。

整備事業関係の法令・通達等について、行政庁が行う整備主任者、自動車検査員等の研修に協力し、円滑な実施に務めました。

更に、事業場管理責任者研修等を開催し、指定整備事業者へ情報提供を行い指定整備事業の適正運営を推進しました。

3. 「行政協力」

支部、行政当局、関係機関等の協力の下、一般道路における「街頭検査」を実施し、車両の点検に関するアドバイス、定期点検整備の啓発、交通安全の呼びかけ等を行ったほか、交通安全運動や交通安全啓発諸活動に積極的に参加・協力し、交通事故及び公害の防止に取り組みました。

更に、「青色防犯パトロール実施者研修会における自動車点検講習」、「マイカー無料点検」、「マイカー点検教室」、県消防学校等が実施する教育訓練等において、日常点検や故障時の対応、自動車の構造並びに点検整備に関する指導・講習を行い、自動車の適切な保守管理の推進及び保守管理意識の高揚に取り組みました。

整備業界における社会貢献（公益事業）として、会員、県教育委員会や県警察本部等の行政機関、自動車関係団体の協力の下、「こども110番の店」活動を実施し、県防犯協会連合会の実施する防犯教室への「こども110番の店」活動ツール品を提供するとともに、会員事業場における小学生「職場見学」、中学生「職場体験学習」並びに高校生等「インターンシップ」の受入れを推進し、受入事業場を通して作業時に着用するツナギ服等の提供を行い、自動車整備業界のPRに積極的に取り組みました。

また、静岡自動車整備人材確保・育成連絡会に積極的に協力し、小中学生に向けた「職業講話」、高校生を対象とした「学校訪問」への協力を行い、自動車整備士の認知度の向上及びイメージアップとともに、整備士人材の確保・育成に務めました。

加えて、プラサヴェルデを会場に「エンジョイ・カードクター in キラメッセ」を開催し、子供たちに整備士の仕事の魅力を発信しました。

しずおか防犯まちづくり県民会議に事業者団体として参画し、整備業界や当会の取り組みを行政や県民に発信するとともに、県警察本部との交通事故事件捜査等の協力に関する協定に基づき、ひき逃げ等事故事件の解決に向けて情報提供や協力を行いました。

4. 「広報活動」

会報誌「静岡振情報」を編集・発行し、情報提供に努めました。

定期点検整備の促進をより効果的に行うため、国土交通省が実施主体となる「自動車点検整備推進運動」と協調して、令和7年9月から10月までの2ヶ月間を重点期間として、テレビを主体に、インターネット並びにポスター、のぼり旗等を活用し、ユーザーへのPR活動を積極的に実施しました。

また、自動車点検整備推進マスコットである「てんけんくん」の着ぐるみを各種イベント、支部イベント等に積極的に参加させ、ユーザーへの認知度を高めました。

5. 「使用者対策」

自動車ユーザーの信頼を得ることができるよう、整備相談窓口における相談体制を適切に運用しました。

自動車の定期的な点検整備の必要性や保守管理意識の高揚を図るため、国が推進する「自動車点検整備推進運動」並びに「不正改造車排除運動」に積極的に参加するとともに、会員の協力により各地域において、「自動車点検整備促進全国キャンペーン」の一環として「ふじのくにマイカー点検キャンペーン」を実施しました。

6. 「意見公表、調査研究」

自動車ユーザーに対する点検・整備及び検査制度に対する要望と問題点を取りまとめ、当振興会としての意見を行政庁並びに日整連に具申するとともに、整備事業に関する関係法令の情報収集を行い、実態に即した適切な運用・改善を要望するとともに、整備事業者等への情報提供に努めました。

また、今後の整備業界の動向を推し測るべく各種調査・解析等を実施し、結果を公表しました。

7. 「その他事業」

自動車整備士養成の質的向上を図り、自動車整備技能登録試験の公正かつ円滑な実施に努め、国が主催する自動車整備士技能検定試験に協力するとともに、外国人自動車整備技能実習評価試験を適正かつ円滑に実施しました。

日整連からの受託事業として、F A I N E S の会員管理業務、O S S 申請共同利用システムの管理及び代理申請業務並びに車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修及び指導業務を実施しました。

また、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター友の会会員として、暴力団等反社会的勢力排除宣言を窓口に表示し、暴力団追放運動に協力するとともに、不当要求排除に取り組みました。

8. 「総会、理事会、委員会及び共益事業」

定款に定められた目的を達成するため各種会議を開催し、円滑に事業を推進しました。

関係行政庁に対する功労者表彰等の具申を行うとともに、静整振会長表彰を実施しました。

静岡県自動車整備商工組合と連携し、会員事業者における事業経営の適正化に協力しました。

自動車関係団体と連携・協力を図るために各種会議、セミナー等に参加するとともに、日整連が推進する共済保険等の普及促進に取り組みました。

9. 「その他」

一般社団法人として、事業計画に基づき適正に事業を運営しました。

本年度における事業項目の詳細は、別項のとおりです。